



目 次	ページ
告 示	
○県統計調査の実施	(統 計 課) 1
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定	(〃) 1
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地対策課) 1
○道路の区域変更(2件)	(道 路 課) 3
○道路の供用開始	(〃) 3
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課) 3
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(港湾・海岸課) 3

公 告	
○争議行為の予告	(雇用労働政策課) (11・17掲示) 4
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手対策課) 4
○農用地利用配分計画の認可の申請	(〃) 4
○建設業法に基づく処分	(建設管理課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5

高知県公安委員会規則	
◎没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則	5
落札公告	
○落札者等の公告	(総務事務センター) 5

告 示

高知県告示第662号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成27年11月27日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県療養病床実態調査
- 2 調査の目的
療養病床に入院している患者の実態を把握し、医療と介護と

の適切な役割分担により県民個々人の生活の質に適した療養環境を確保していくための基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
医療機関
 - (3) 属性
医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する医療機関
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告をを求める事項
 - ア 医療機関の属性について
 - イ 療養病床数及び入院患者数について
 - ウ 医療療養病床の回復期リハビリ棟又は地域包括ケア病棟への転換予定の有無について
 - エ 介護療養病床及び医療療養病床の介護保険施設等への転換予定の有無について
 - オ 入院患者の属性について
 - カ 患者の心身の状況について
 - キ 家庭等の状況について
 - ク 患者に提供している医療等の内容について
 - ケ 転出準備状況について
 - (2) その基準となる期日
平成27年12月11日午前零時
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
88病院及び2診療所
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が医療機関に報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送調査
- 7 報告を求める期間
平成27年12月2日から平成28年1月上旬まで

高知県告示第663号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成27年11月27日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町戸中宇ツヅラクロタキ67の116から67の119まで

- (以上4筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第664号
次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成27年11月27日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大川村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第665号
土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成27年11月27日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 起業者の名称
香南市
- 2 事業の種類
吉川町松ヶ瀬津波避難タワー整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
香南市吉川町古川字松ヶ瀬地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
平成27年9月29日に香南市から申請があった吉川町松ヶ瀬津波避難タワー整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条及び高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第7条の規定に基づき、香南市が地震による津波から住民の生命を守るために、緊急的かつ一時的な避難施設である津波避難タワーを整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である香南市は、地方公共団体として、地震による津波災害に対して防災の推進を図るために、平成25年3月に「香南市津波避難計画」を策定し、本件事業の起業地が存する同市吉川町全域を避難対象区域として指定しており、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
香南市は、平成18年3月に、旧赤岡町、旧香我美町、旧野市町、旧夜須町及び旧吉川村が合併して誕生した市である。

高知市から約20キロメートル東に位置し、東西約20キロメートル、南北約15キロメートルの広さで、面積は126.51平方キロメートル、平成27年6月末現在の人口は34,073人である。

香南市の南部地域は、太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部及び肥沃な平野部が東西に広がり、平成14年7月の土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開業、更に高知市と芸芸市とを結ぶ高知東部自動車道の開通など、広域交通網が整備され、将来的にも人口の増加を期待することができる地域である。

本件事業において整備する津波避難タワーは、香南市吉川町の南東に位置し、北は県道春野赤岡から、南は吉川海岸まで南東に広がる松ヶ瀬地区の一部及び瀬戸地区における津波避難困難者を対象とした、津波避難場所として活用するものである。

本件事業の起業地は、避難対象区域の北西の松ヶ瀬地区に存し、県道春野赤岡から南に150メートルほどの場所に位置する、海拔約8.9メートルないし7.3メートルの

農地及び海拔約6.5メートルの市有地の駐車場の一部である。

対象となる避難区域は、県道春野赤岡及び本件事業の起業地の北に隣接する市道吉川124号線を幹線道路として住宅及び事業所が形成されており、平成26年5月末の行政区人口は、74人となっている。

本県において甚大な被害が予想される南海トラフ地震は、今後30年以内に60ないし70パーセントの確率で発生すると予測されているが、平成24年8月29日に内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年12月10日に県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測」によると、香南市吉川町においては、全域が津波浸水区域内となり、また、最高津波浸水深は、地上7.9メートルと想定されることから、津波により家屋等が流失し、甚大な被害もたらされる危険性が高いと予想されている。

これを受けて、香南市では、「第1次香南市振興計画後期基本計画」に基づき、津波避難対策の施策として高台の整備を進めており、津波避難タワーについては、平成24年6月から平成25年1月にかけて、津波浸水が予測される同市内の全5町ごとに各7回、計35回実施した住民参加型の「津波避難対策ワークショップ」により意見集約を行った結果、同市の全域で21基の整備を計画し、同市夜須町に県が主体となって整備する1基を加え、全部で22基の整備を予定している。

平成27年7月1日現在、同市内で6基の津波避難タワーが完成し、平成27年度末までには、12基の完成を予定している。

また、前述の「津波避難対策ワークショップ」で検討した結果を基に、平成25年3月には、従来の津波避難計画の見直しを行うとともに、「香南市津波避難計画」を策定し、同市吉川町全域を避難対象区域として指定している。

現在、当該区域の災害発生時の指定避難場所は、吉川東部集会所であるが、津波避難施設ではなく、当該区域に指定津波避難場所は存在していない状況である。

津波発生時に避難場所としての機能を有する高さの既存施設は、吉川総合センター、よしかわ駅プラットホーム及び古川山であるが、「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測」から、本件事業の起業地における30センチメートルの津波到達時間36分の想定を基に、「高知県津波避難計画策定指針」に示す地震動継続時間と避難準備時間との合計5分を控除した31分を避難可能時間と推計し、利用可能な既存施設への避難

行動を検証したところ、よしかわ駅プラットホーム及び吉川総合センターについては、当該区域からの避難最長距離が約1,320メートル以上離れており、一般的な単独歩行速度（0.7メートル/秒とする。）で32分以上の避難時間を要し、古川山については、よしかわ駅プラットホームから約600メートル北に位置し、避難時間を更に要することから、避難可能時間内に当該区域内の全員の避難完了ができない恐れがある。

以上の結果により、既存施設への避難は極めて危険な行動であると判断されるため、当該区域への早急な津波避難場所の整備が必要となっている。

本件事業に係る避難対象範囲は、避難可能時間31分以内に津波避難タワーの避難スペース（屋上）まで昇ることが可能な松ヶ瀬地区の一部及び瀬戸地区の行政区人口74人に、当該区域内の事業所の従業員等3人を加えた77人を想定しており、これらの地区の住民及び従業員の生命を守る重要な施設の整備となっている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業者である香南市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。また、香南市は、本件事業の施行において、起業地の生活環境に及ぼす影響はないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業の候補地として、津波浸水予測図等から避難困難地域を選定し、当該地域の住民が避難可能時間内に、津波から迅速かつ円滑に避難することができる場所を念頭に置き、4箇所の候補地を挙げて比較検討している。当該避難困難地域内での避難距離、避難経路等の避難条件並びに社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地の面積は、津波避難タワー、進入路及び避難路の用地並びにこれらの維持管理のための用地として必要な面積であり、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、松ヶ瀬地区及び瀬戸地区の周辺には、適切な津波避難場所が存在しないため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性が高い状況であり、津波避難施設の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
香南市役所

高知県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町東石原字澤田753番2から土佐郡土佐町西石原字ハエノ本46番1まで	前	A	5.0 }
			20.0
土佐郡土佐町東石原字澤田753番2から土佐郡土佐町西石原字ハエノ本47番1まで	前	B	9.5 }
			41.0
土佐郡土佐町東石原字澤田744番1から土佐郡土佐町西石原字ハエノ本56番1まで	後	A	7.3 }
			38.1
土佐郡土佐町東石原字澤田753番1から土佐郡土佐町西石原字ハエノ本47番7まで	後	B	9.5 }
			56.2

高知県告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城川橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高岡郡檮原町上成1046番1から高岡郡檮原町宮野々10番1まで	前	5.7 }	328
		57.6	
	後	10.6 }	328
		57.6	

高知県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年11月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡土佐町東石原字澤田753番1地先から土佐郡土佐町西石原字ハエノ本47番7まで	1,438	平成27年11月27日

高知県告示第669号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成27年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市蓮池字麩ヶ尻	451番3 452番3	6.00	97.06	

高知県告示第670号

港湾法（昭和25年法律第218号）第58条第2項の規定により、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定によるしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知市役所に備え置き、この告示の日

から起算して10年間閲覧に供する。
 平成27年11月27日
 高知港港湾管理者 高知県
 高知県知事 尾崎 正直

1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 高知市丸ノ内一丁目2番20号
 高知県（高知県知事 尾崎 正直）

2 埋立区域
 (1) 位置
 高知市仁井田字七窪73番1から字六窪86番1に至る土地の
 地先の公有水面
 (2) 区域
 次の各点を順次に直線で結んだ線及び点68と点46とを直線
 で結んだ線により囲まれた区域
 点46 高知灯台（北緯33度29分48秒・東経133度34分24
 秒）から38度12分28秒2,611.65メートルの地点
 点58 点46から162度00分00秒112.00メートルの地点
 点65 点58から217度30分00秒296.12メートルの地点
 点66 点65から308度00分00秒113.36メートルの地点
 点67 点66から342度00分00秒168.13メートルの地点
 点68 点67から71度50分00秒293.70メートルの地点
 (3) 面積
 57,321.65平方メートル

3 埋立地の用途
 ふ頭用地、港湾関連用地、緑地用地及び道路用地

4 免許年月日及び免許番号
 平成元年11月8日
 高知県指令元港第241号

5 しゅん功認可年月日
 平成27年11月4日

 公 告

平成27年11月16日付けをもって自交総連北部ユニオン執行委員
 長比江森清から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知が
 あったので、公表する。

平成27年11月17日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
 (1) 貸切りバスの乗務員の年齢制限について
 (2) 時間外手当の引上げについて
 (3) 年末一時金について
 (4) 再雇用者及び嘱託社員について
- 2 日時
 平成27年11月30日午前5時以降、要求解決までの小期間にわ

たる期間
 3 場所
 株式会社県交北部交通高知営業所及び柳瀬営業所
 4 争議行為の概要
 ストライキを実施する。

~~~~~

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社  
 から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地  
 中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18  
 条第1項の認可をした。  
 平成27年11月27日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要  
 (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
 南国市包末268番地  
 石川 享照  
 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
 南国市領石字口ミノ尾谷351番1、352番、353番1、  
 354番1、356番及び357番  
 (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
 南国市浜改田582番地  
 松木 功  
 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
 南国市前浜字中沢1242番1及び字吉井1395番1並びに  
 浜改田字下田1837番、1838番及び1839番並びに字中島  
 1855番及び1856番
- 2 認可年月日  
 平成27年11月27日

~~~~~

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社
 から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101
 号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請
 があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利
 用配分計画を公衆の縦覧に供する。
 なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了
 の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を
 提出することができる。
 平成27年11月27日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
 (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高知市高須砂地197番地
 澤本 和男

- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高知市高須砂地244番3並びに高須字長場江塩田南ノ
 丸333番4、333番5、340番4及び340番5
 (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
 高知市五台山4879番地
 大野 哲
 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
 高知市介良字長者谷乙691番1及び乙693番1
- 2 申請年月日
 平成27年11月12日
- 3 縦覧場所
 高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 4 縦覧の期間及び時間
 平成27年11月27日（金）から同年12月11日（金）まで（日曜
 日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 （午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 5 意見書の提出先
 高知市丸ノ内一丁目7番52号
 高知県農業振興部農地・担い手対策課

~~~~~

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に  
 基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次の  
 とおり公告する。

- 平成27年11月27日  
 高知県知事 尾崎 正直
- 1 処分をした年月日  
 平成27年11月6日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業  
 所の所在地及び許可番号  
 株式会社ミライ  
 代表取締役 岩井 隆  
 高知市加賀野井一丁目27番1号  
 高知県知事許可（般-24）第9537号
- 3 処分の内容  
 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく建設業の許可の取  
 消し
- 4 処分の原因となった事実  
 株式会社ミライは、その営業所の所在地を確知することがで  
 きないため、建設業法第29条の2第1項の規定により平成27年  
 9月高知県告示第552号（建設業法に基づく営業所の所在地を  
 確知できない建設業者に係る処分）でその事実を公告したが、  
 その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がな  
 かった。  
 このことは、同項の規定に該当する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成27年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                       | 開発区域に含まれる地域の名称               | 開発許可を受けた者の住所及び氏名             |
|----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 平成27年10月26日<br>27高安土第1697号 | (第1工区)<br>安芸郡田野町字上ノ岡4438番1ほか | 安芸郡田野町1828番地5号<br>田野町長 安岡 雅徳 |

-----  
**公安委員会規則**  
-----

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年11月27日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

**高知県公安委員会規則第8号**

**没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則**

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年高知県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「第19条第3項」を「第19条第3項、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

-----  
**落 札 公 告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
フレーム一体式テント一式 2組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号

- 3 落札者を決定した日  
平成27年10月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10番7号
- 5 落札金額  
34,128,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成27年7月17日